総務委員会資料（Ⅱ）
平成２０年５月２９日
総　　務　　部

財政に関する中長期試算について

１．収支の見通し（Ｈ２０～Ｈ２２：中期試算）

【前提条件】
・県税はH20当初予算をベースに、名目経済成長率をH20：2.1%，H21：2.5%として試算。
（参考：H20.1日本経済の進路と戦略（内閣府参考試算））
・地方交付税はH20当初予算をベースに試算。
・歳出は改訂第３次行財政改革大綱による効果額及び岡山市の政令市移行に伴う影響額（県市連絡会議（H19.11）における試算額）を反映。
・独自の給与カット効果額については、改訂第３次行財政改革大綱の推進期間である21年度まで計上。

（単位：億円）

区　　分		Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２
歳　　出		7,290	6,966	6,942
歳　　入		6,931	6,672	6,665
歳入歳出差引収支	A	△359	△294	△277
独自の給与カット効果額	B	48	48	
行政改革等推進債発行効果額	C	123	109	109
A＋B＋C		△188	△137	△168

【参考】名目経済成長率を０％とした場合の試算　（単位：億円）

区　　分	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２
歳　　出	7,290	6,960	6,929
歳　　入	6,931	6,656	6,631
歳入歳出差引収支	△359	△304	△298
独自の給与カット・行革推進債充当後収支	△188	△147	△189

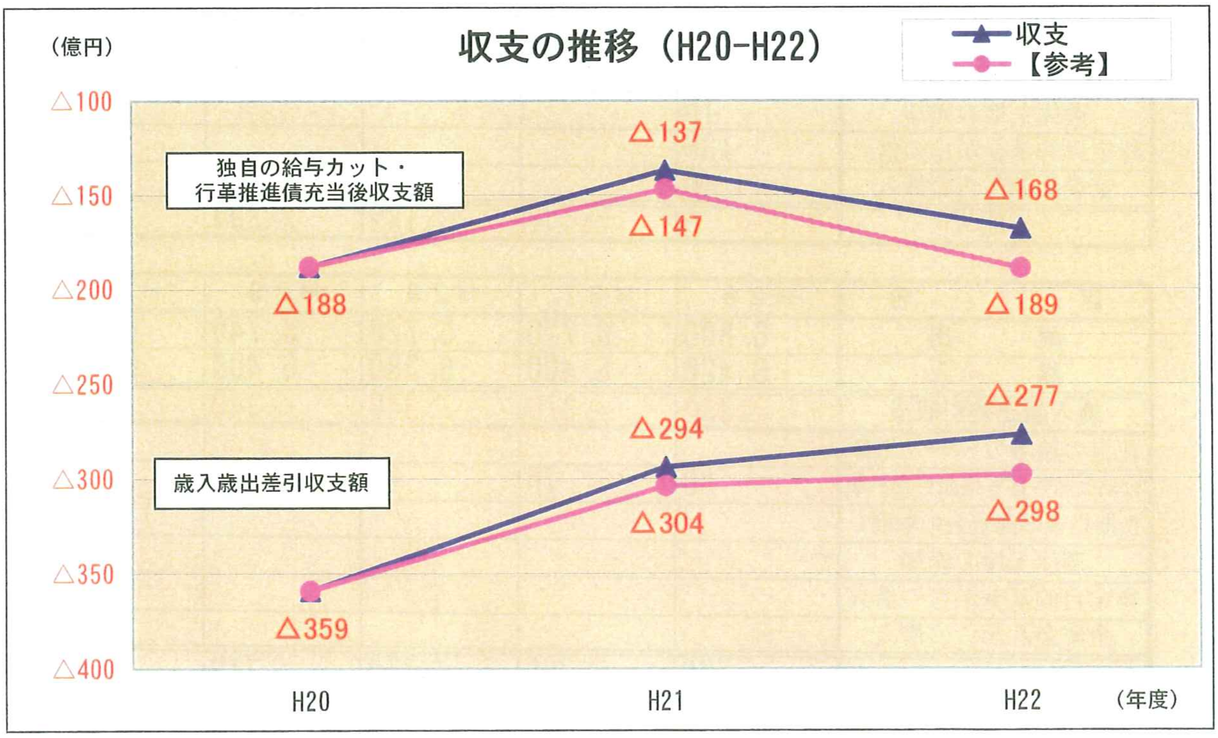

2．財政構造の傾向（Ｈ２０～Ｈ３０：粗い長期試算）

（単位：億円）

区　　　　分	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５
歳　　出	7, 290	6, 966	6, 942	6, 900	6, 940	6, 880
歳　　入	6, 931	6, 672	6, 665	6, 540	6, 580	6, 540
歳入歳出差引収支	△359	△294	△277	△360	△360	△340
独自の給与カット効果額	48	48				
行政改革等推進債発行効果額	123	109	109	100	90	90
長期投資準備基金の取崩し	2					
遊休土地の売却	10					
特定目的基金からの借入	136					
企業会計からの借入	40					
計	0	△137	△168	△260	△270	△250

区　　　　分	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
歳　　出	6, 840	6, 810	6, 770	6, 780	6, 680
歳　　入	6, 510	6, 490	6, 460	6, 490	6, 420
歳入歳出差引収支	△330	△320	△310	△290	△260
独自の給与カット効果額					
行政改革等推進債発行効果額	80	70	70	60	60
長期投資準備基金の取崩し					
遊休土地の売却					
特定目的基金からの借入					
企業会計からの借入					
計	△250	△250	△240	△230	△200

【参考】名目経済成長率を０％とした場合の試算

（単位：億円）

区　　　　分	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５
歳　　出	7, 290	6, 960	6, 929	6, 880	6, 910	6, 840
歳　　入	6, 931	6, 656	6, 631	6, 480	6, 490	6, 460
歳入歳出差引収支	△359	△304	△298	△400	△420	△380
独自の給与カット効果額	48	48				
行政改革等推進債発行効果額	123	109	109	100	90	90
長期投資準備基金の取崩し	2					
遊休土地の売却	10					
特定目的基金からの借入	136					
特定目的基金からの借入	136					
企業会計からの借入	40					
計	0	△147	△189	△300	△330	△290

区　　　　分	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０
歳　　出	6, 800	6, 770	6, 720	6, 740	6, 630
歳　　入	6, 420	6, 400	6, 380	6, 400	6, 330
歳入歳出差引収支	△380	△370	△340	△340	△300
独自の給与カット効果額					
行政改革等推進債発行効果額	80	70	70	60	60
長期投資準備基金の取崩し					
遊休土地の売却					
特定目的基金からの借入					
企業会計からの借入					
計	△300	△300	△270	△280	△240

※外郭団体の見直し、税収の変動、国の制度改正等により額の変動が生じ得る。

収支の推移（H20-H30）

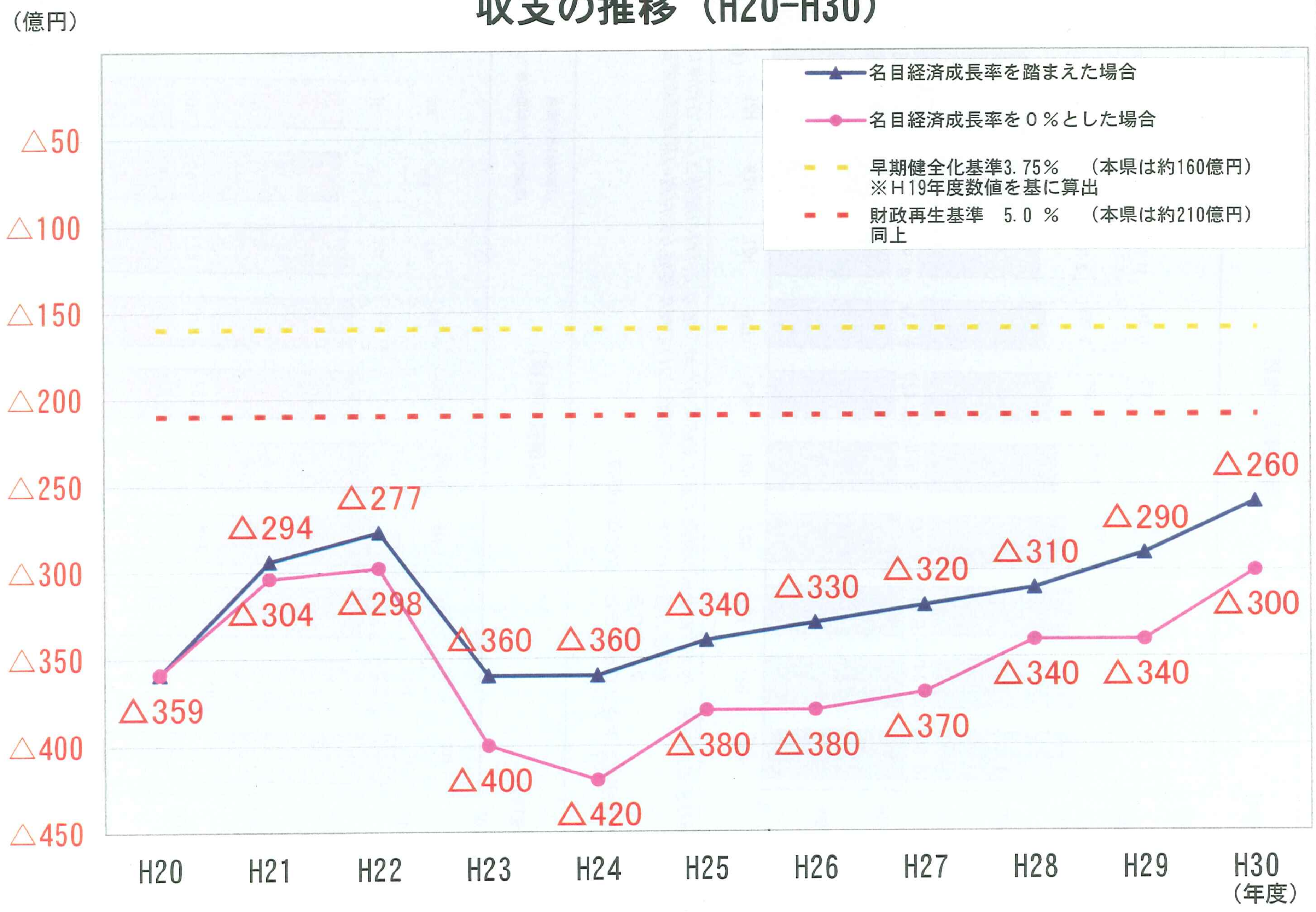

３．県債残高等の推移

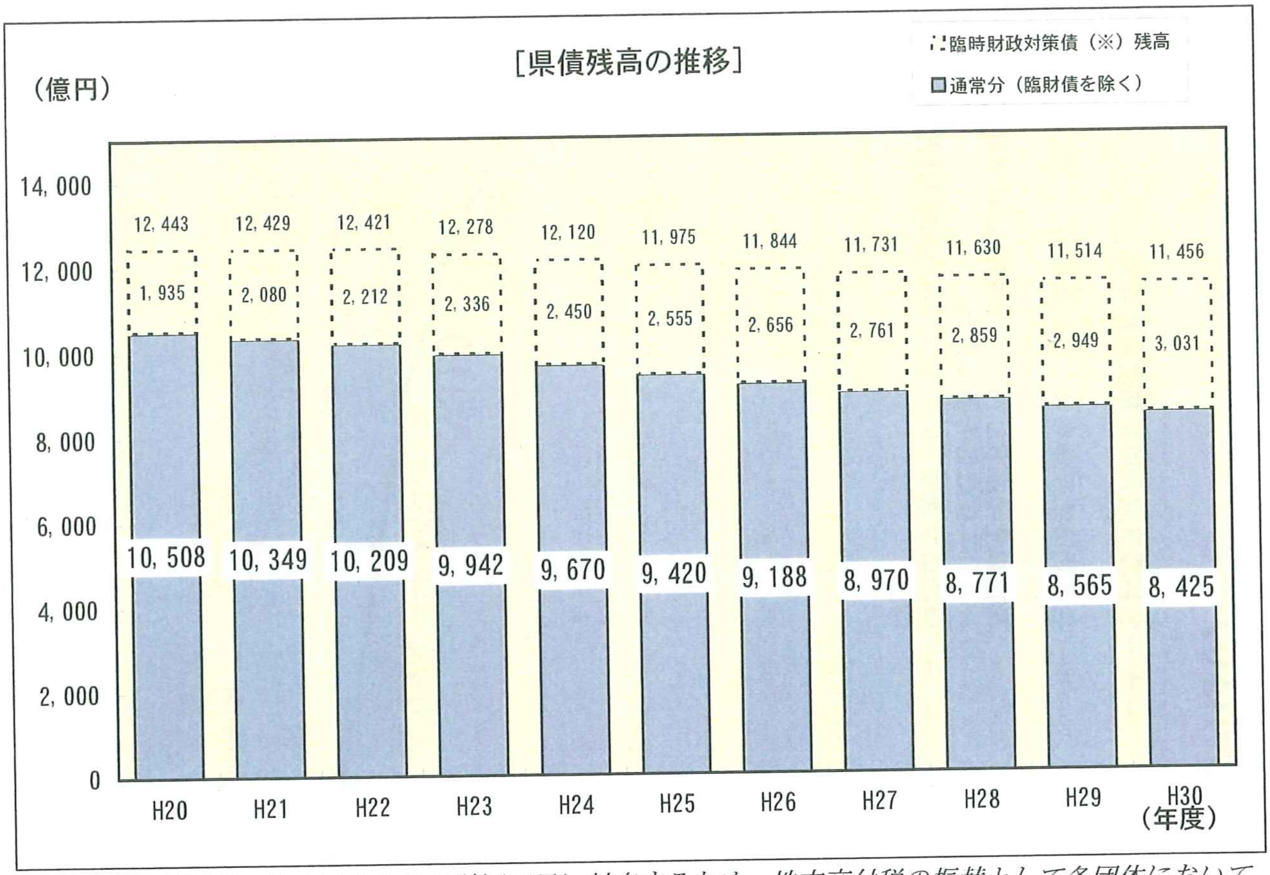

※臨時財政対策債：地方財政全体の財源不足に対応するため、地方交付税の振替として各団体において発行されるものであり、その全額について後年度地方交付税の基準財政需要額に算入される。

※県債残高は平成２０年度をピークに低減傾向。

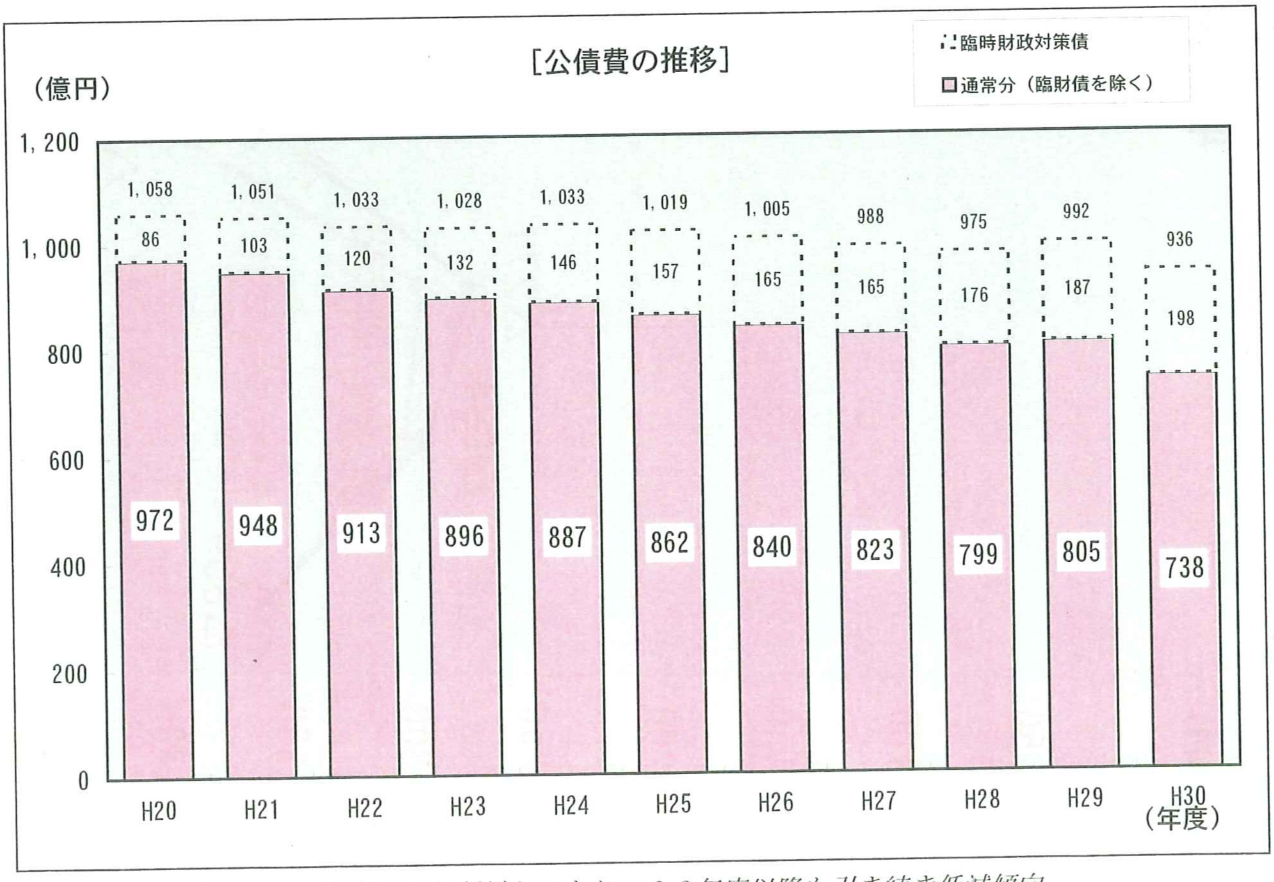

※公債費は平成１５年度をピークに低減しており、２０年度以降も引き続き低減傾向。

4. 主な指標の見通し

（単位：億円、％）

区　　分	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２
実質公債費比率	16. 0	14. 8	14. 9
起債制限比率	13. 7	14. 0	14. 3
経常収支比率	98. 0	96. 6	96. 2

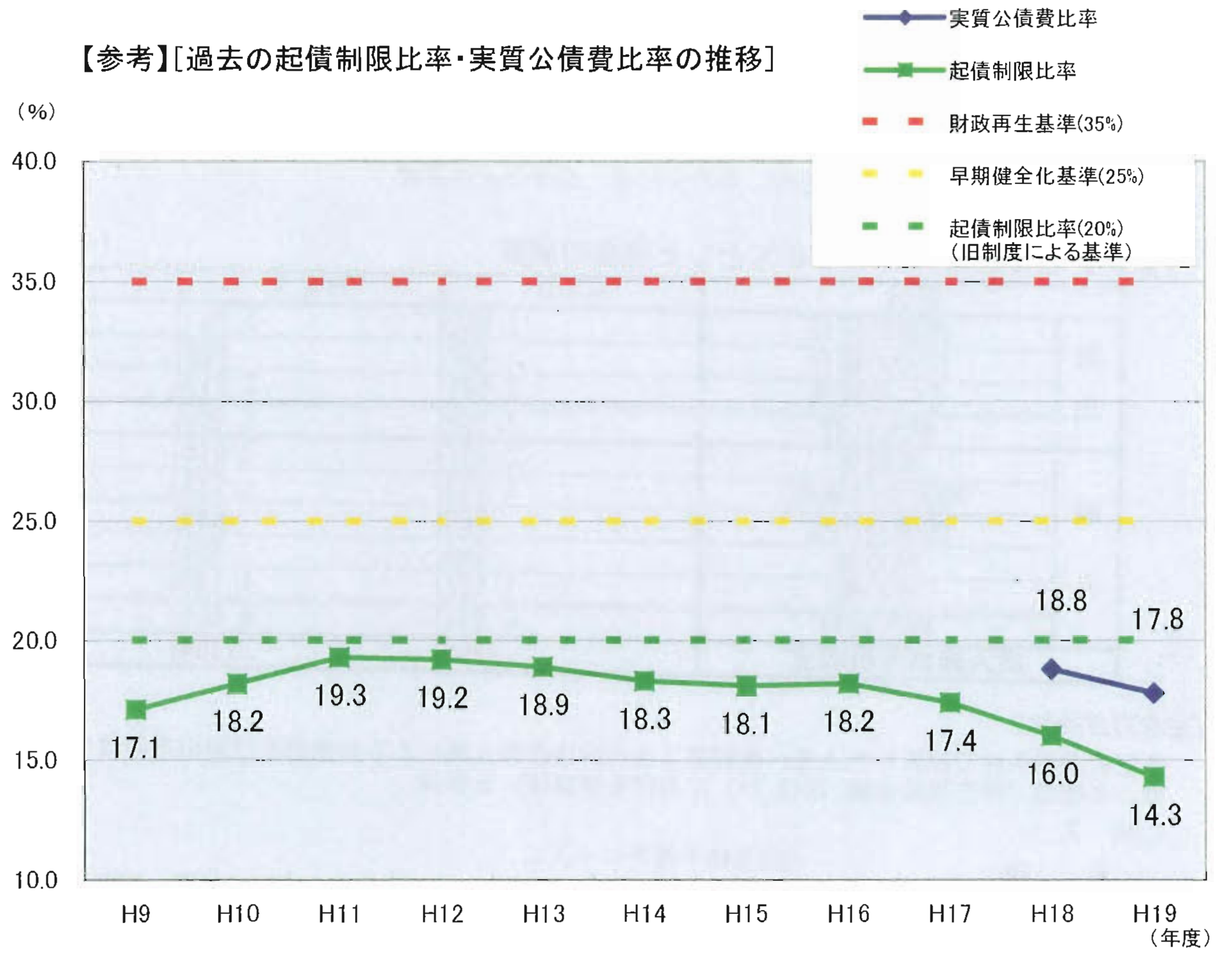

※　起債制限比率（20%）：一部の事業債の発行が制限されることとなる旧制度の基準（～平成17年度）

＜別　表＞

（単位：億円）

区分		H20	H21	H22
歳出	義務的経費	3, 612	3, 561	3, 507
	投資的経費	1, 097	885	886
	その他経費	2, 581	2, 520	2, 549
	歳出合計	7, 290	6, 966	6, 942
歳入	県税等	2, 697	2, 670	2, 740
	地方交付税等	1, 717	1, 687	1, 613
	国庫支出金	769	683	682
	地方債	560	483	495
	その他	1, 188	1, 149	1, 135
	歳入合計	6, 931	6, 672	6, 665
歳入歳出差引収支		△359	△294	△277

※義務的経費…人件費、公債費、扶助費
※投資的経費…普通建設事業費、災害復旧事業費
※県税等…県税、地方消費税清算金、地方譲与税、特例交付金、特別交付金
※地方交付税等…普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債

【参考】名目経済成長率を０％とした場合の試算

（単位：億円）

区分		H20	H21	H22
歳出	義務的経費	3, 612	3, 561	3, 507
	投資的経費	1, 097	885	886
	その他経費	2, 581	2, 514	2, 536
	歳出合計	7, 290	6, 960	6, 929
歳入	県税等	2, 697	2, 616	2, 626
	地方交付税等	1, 717	1, 725	1, 693
	国庫支出金	769	683	682
	地方債	560	483	495
	その他	1, 188	1, 149	1, 135
	歳入合計	6, 931	6, 656	6, 631
歳入歳出差引収支		△359	△304	△298

[主な前提条件]

下記の前提条件で試算した上で、改訂第３次行財政改革大綱による効果額及び岡山市の政令市移行に伴う影響額（県市連絡会議（H19. 11）における試算額）を反映。

○歳　入

県　　税	H20当初予算をベースに、 ・名目経済成長率に弾性値(1. 1)を乗じた伸率で試算。制度改正を加味 　名目経済成長率　H20：2. 1%, H21：2. 5% ・参考は名目経済成長率を0％として試算。制度改正を加味
	H20普通交付税算定額をベースに試算 ・参考は名目経済成長率を0％として試算。制度改正を加味
地方交付税	H20普通交付税算定額をベースに試算
地方債	歳出に連動して試算

○歳　出

人 件 費	給与改定率0. 5％、平均昇給率0. 3％
公 債 費	新規借入利率2. 0％
扶 助 費	H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算
普通建設事業費	個別積算事業を除き、H20当初予算と同額で試算 ＜個別積算事業＞ 　県庁耐震改修、防災情報ﾈｯﾄﾜｰｸ　等
補助費等	税関係交付金は県税収入等をもとに試算 介護保険等は、H20当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

[２．財政構造の傾向の主な前提条件]

上記の主な前提条件に加え、H22以降10億円単位で試算。

県　　税	H24までは、名目経済成長率に弾性値(1. 1)を乗じた伸率で試算し、H25以降は据置としている。 　名目経済成長率　H22：2. 9%, H23：3. 3%
扶 助 費	H20からH22の平均伸び率（3%）で試算
補助費等	介護保険等は、H20からH22の平均伸び率（4%）で試算

地方公共民団体の財政の健全化に関する法律について

（参　考）

（指（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

健全段階

〇指標の整備と情報開示の徹底

- フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し告し公表

財政の早期健全化

〇自主的な改善努力による財政健全化

- 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

＝財政健全化団体

財政の再生

〇国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
  - 【同意無】
    - 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
  - 【同意有】
    - 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

＝財政再生団体

（健全財政）←→（財政悪化）

	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25%	35%
実質赤字比率	3.75%	5%
連結実質赤字比率	8.75%	15%
将来負担比率	400%	－

岡山県の場合（早期健全化基準）　約160億円
※19年度数値を基に算出

岡山県の場合（財政再生基準）　約210億円
※19年度数値を基に算出

万が一、『財政再生団体』になると．．．

- 医療・福祉、教育、安全・安心等あらゆる分野の県単独事業が全廃のおそれ！
- 県立学校や県有施施設の維持管理等が不可能となるおそれ！